



大平喜代江

「意識を改革、男女で参画、社会を
変革」することを能勢町に求めて

人権擁護審議会の開

催日程の公表やパブリックコメントの機会もなく、1回だけ審議し、平成28年度から10年間を対象期間とする「第2次能勢町男女共同参画プラン」「能勢町人権施策推進計画」の2本が策定された。また、印刷物にすることなく、議員や町民にホームページにより周知したとする町行政の姿勢に対し質問した。

問 男女共同参画プランの推進について

答 職員が各施策の企画立案に際し、男女共同参画の趣旨をベースとして備えておくべき基本的な能力及び認識でなければならぬ。その認識を根底に事務執行を進めてま

問 全職員への周知について

答 男女共同参画プランの素案は、関係課へ記載内容や文書表現の精査等意見聴取し作成。最終形を人権擁護審議会へ諮問し、町のホームページへの掲載により周知に努めている。庁内では庁議で各部長にホームページにアップしたことを知らせ、職員に見るように説明し伝えている。

問 数日でホームページの新着情報から外され、「広報のせ」にも報告されず、検索もできないのでは。

答 ホームページの掲載は、当然広く知っていただけでなくが目的であるので、わかりやすくするよう、手法についてはいろいろと検討したい。

問 共同参画プランや推進計画において、能勢町の実態把握に対し、疑問に感じるところがあるが。

答 各職員なり部長のほうから問題があるというような指摘を受けたことはない。

行政への町民参加・参画は、町行政が透明化し、行政の意思決定に市民感覚が持たせられる。計画策定だけでなく、あらゆる分野において進める必要があり、行政の改革・変革を切望する。



一般質問



木戸 俊治

市街化調整区域の土地利用のあり方は

問 本年度の町政運営方針で町長は、市街化調整区域における新たな開発許可制度の運用について具体的に検討したいと述べているが、規制緩和等本町の土地利用のあり方の現状について伺う。

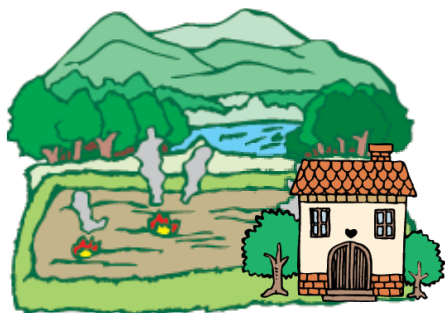
答 昨年改正された開発許可運用指針で地域の実情に応じた主体的かつ効率的な開発許可の運用を行うため、事務処理市町村の区域内でのみ適用される提案基準を設けることが出来ると明記された。

これは、能勢町内全集落で、一定の基準を満たす場合に開発を許可することが出来ることになり、住宅、小規模の店舗、事務所の新築及び既存建築物の用途変更が可能とな

一、市街化調整区域の土地利用のあり方は
二、能勢高校の再編整備と教育内容の充実

り、イターン・Uターンなどの転入が期待される。具体的には0.5ヘクター

未満足で自己の居住、自己の業務に供するものに限り開発許可制度の新たな提案基準を策定しているところであり、現在大阪府と協議を進めており、9月頃開発審査会の方で一定の結論が出るものと思われる。



能勢高校の再編整備と教育内容の充実

問 能勢高校の再編整備として、プロジェクトチームの中間まとめとして能勢町への移管、他の府立高校の分校化の2案に絞られ、6月中に方針を決定することであるが、魅力ある学校への具体像を示してほしい。

答 いずれの場合も新しい大学入学者選抜制度にも対応出来るキャリア教育やプロジェクト学習を取り入れるなどカリキュラムの充実を目指している。また福祉、教育、農業の6次産業化などの基礎を学び、これまでのスーパーグローバルハイスクールの取組みを生かし、英語でのコミュニケーション力を高める教育を実践していく。